

○伊賀市都市マスタープラン策定委員会条例

平成19年12月26日条例第70号

改正

平成22年 3 月30日条例第 2 号

平成23年 3 月30日条例第 2 号

平成24年 3 月 1 日条例第 5 号

伊賀市都市マスタープラン策定委員会条例

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の 2 に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針「伊賀市都市マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」を策定するため、市長の附属機関として伊賀市都市マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、マスタープランの策定に関すること、その他市長が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 住民自治協議会の代表者
- (2) 各種団体等の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 市民から公募した者
- (5) 副市長
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からマスタープランを策定する日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が第3条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(幹事)

第7条 委員長は、委員会に幹事を置く事ができる。

- 2 幹事は、市の関係部課職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市都市マスタープラン策定委員会設置要綱(平成19年伊賀市告示第181号)の規定により委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員等から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月1日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。